

急性呼吸器感染症患者定点 について

茨城県疾病対策課感染症対策室

2025年3月14日時点

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスについて

■ 急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infections：ARI）とは？

→ 急性の上気道炎又は下気道炎を指す病原体による症候群の総称

■ 急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスの目的は？

→ 国内の急性呼吸器感染症（ARI）の発生の傾向（トレンド）や水準（レベル）を踏まえた流行中の呼吸器感染症を把握すること

【症例定義】

**咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、
発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例※**

※ 感染症危機を起こす呼吸器感染症が「発熱しない」頻度が高い場合がありうることや、これまで定点把握しており、発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症等も幅広く含めることができるよう、「発熱の有無を問わない」定義とする。

【医療機関に実施いただきたい内容】

上記症例定義に合致する患者数を性別・年代別に集計し、週単位で報告すること

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスの開始日について

■ 2025年4月7日（月）から開始となります

- ・ 保健所への初回報告日：2025年4月14日（月）
- ・ 初回報告集計対象期間：2025年第15週（4月7日（月）～4月13日（日））

※ 報告数が0の場合でも、ご報告いただくようお願いいたします

【初回公表日について】

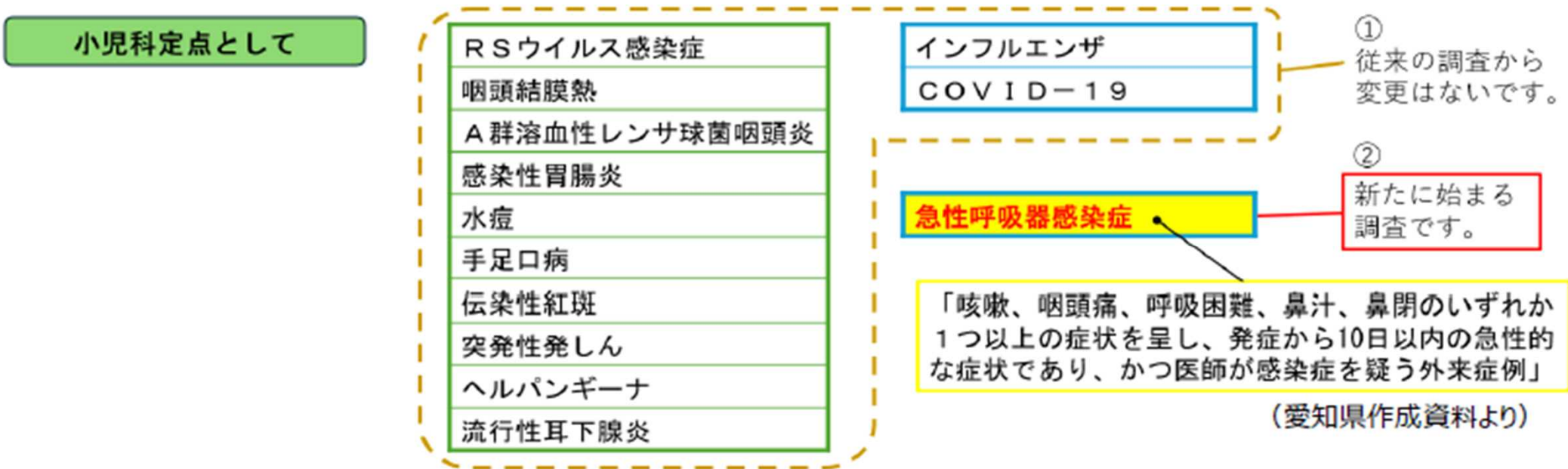
2025年第15週（4月7日～13日）分の情報について、下記日程で公表予定です

- ・ 茨城県：2025年4月17日（木）
- ・ 国：2025年4月18日（金）

小児科定点と小児科（急性呼吸器感染症）定点を兼ねる医療機関にご報告いただきたい内容について

■ 従来の小児科定点としての報告（下図 緑枠内10疾患）と小児科（旧インフルエンザ・COVID-19）定点としてのインフルエンザ、COVID-19の報告に加え、**新たに急性呼吸器感染症の報告**をお願いします

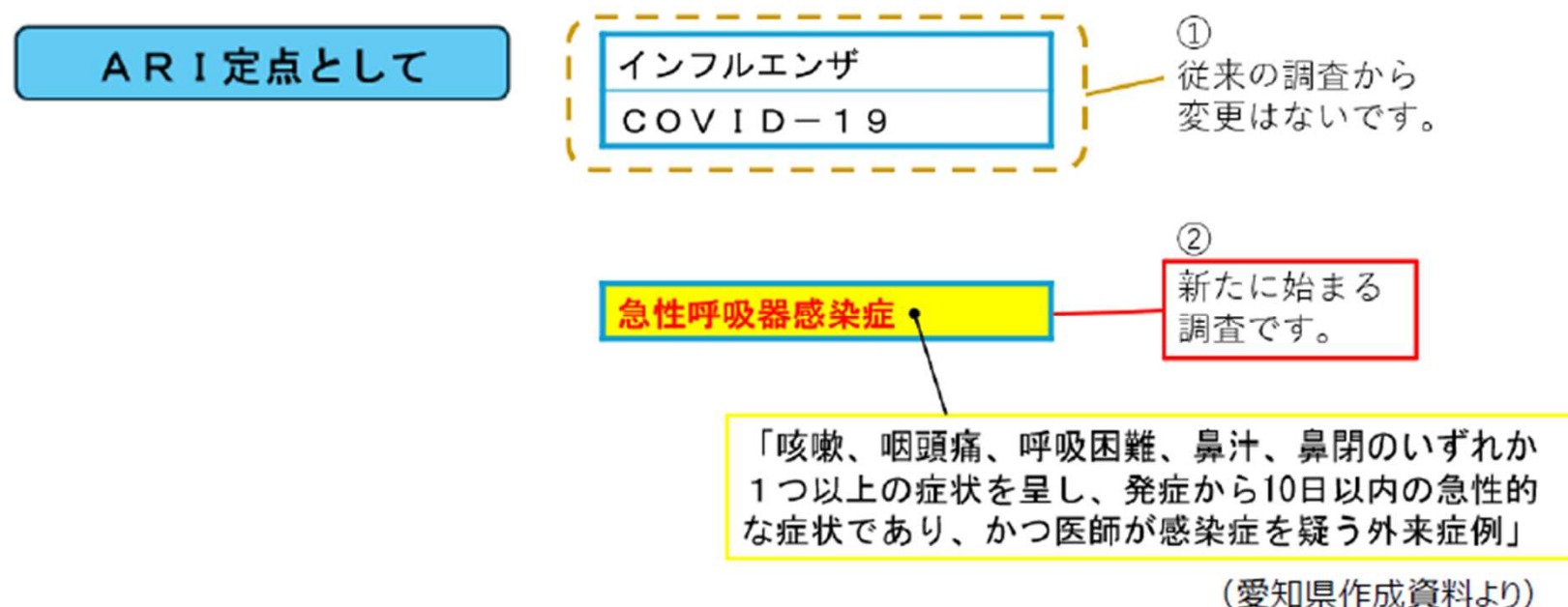
※急性呼吸器感染症についても、1週間あたりの患者（症例定義に合致する者）数を性別・年代別にご報告ください



内科（急性呼吸器感染症）定点の医療機関にご報告いただきたい内容について

- 従来報告していたインフルエンザ、COVID-19に加えて、**新たに急性呼吸器感染症の報告**をお願いします

※急性呼吸器感染症についても、1週間あたりの患者（症例定義に合致する者）数を性別・年代別にご報告ください



厚生労働省ホームページ
急性呼吸器感染症(ARI) | 厚生労働省

感染症対策

令和7年4月7日から
急性呼吸器感染症 (ARI)
サーベイランスが始まります。

急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランスは、症例定義に一致する患者数の発生を把握する症候群サーベイランスです。①流行しやすい急性呼吸器感染症の発生動向の把握、②新規・再発感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に感知することを目的としています。

※咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランス開始後の

診療方針や患者指導について

確定診断のための検査提出など診療内容を要するものではありません。就業制限や登校制限など新たな患者指導が求められることもありません。対象となる患者数の報告のみであり、個別の患者情報について報告を求めることはありません。

医療機関・高齢者施設などの感染対策について

医療機関や高齢者施設などにおける感染対策の方針に変更を要することはありません。症状のある方には面会を控えていただくことが望ましいですが、法的な制限が課せられるわけではありません。

急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランスの活用方法について

各種の感染症の発生動向を参考としていただき、医師による診断の目安、検査実施の選択の判断、及び検査キットや薬物の発注等に活用いただけることを想定しています。また、自治体行政と連携して住民への注意喚起にもご活用ください。

ご協力をお願いする定点医療機関・病原体定点医療機関について

本サーベイランスの実施に協力いただく医療機関は、①患者数を報告する定点医療機関と、②検体を提出する定点医療機関です。

①患者数を報告する定点医療機関：
1週間の急性呼吸器感染症の患者数^{※1}の報告をお願いします。

②検体を提出する定点医療機関：
検体採取時の説明・同意取得・採取^{※2}等をお願いします。説明時等に活用頂けるリーフレットをご用意しています。厚生労働省HPをご参照ください。

^{※1} 国内の対象となる医療機関数は、①が全国で約3000カ所、②が全国で約300カ所。
^{※2} 発症後約1週間に1例ごとに検体を作成・報告を求めるものではありません。

^{※3} 検体の採取は一部の患者に限られます。また、収集された検体で、インフルエンザ、COVID-19のほか、ヒトメタニューモウイルス、ライノ/エンテロウイルス等の発生動向を把握する予定です。

厚生労働省ホームページ
をご参照ください

厚生労働省
健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課 2025

感染症対策

令和7年4月7日から
急性呼吸器感染症 (ARI)
サーベイランスが始まります。

急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランスは、症例定義に一致する患者数の発生を把握する症候群サーベイランスです。平時より、①流行しやすい急性呼吸器感染症の発生動向の把握、②未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に感知する体制の整備、③国内の急性呼吸器感染症の発生状況について、国民や医療関係者の皆様へ情報共有できる体制を整備するために、急性呼吸器感染症を5類感染症に位置づけることとしました。本サーベイランスの対象となる医師が判断した一部の方は、検体採取にご協力いただくことがあります。

※咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランスが始まると...

本サーベイランスの対象になると医師が判断した場合、どのようになりますか？

本サーベイランスの対象になると医師が判断した場合、医療費はどのようになりますか？

本サーベイランスの対象になると医師が判断した場合、そのうち一部の方は、検体採取にご協力いただくことがありますが、就業制限や登校制限の対象ともなりません。これまでと同様に感染症に対する基本的な感染対策[※]をお願いします。

新たに医療費の負担が増えることはありません。本サーベイランスのために検査費用の負担を求められたり、入院するように求められることもありません。

※換気や手洗い・手指消毒、マスクの着用を含めた感染対策など

病院などの面会制限が厳しくなるのですか？

全ての医療機関で実施されるのですか？

医療機関・高齢者施設における面会の考え方が変わることはありません。これまでと同様に、病院などが求めている感染対策の方針に従って、病気で療養中の方や高齢者など感染症に弱い方々にうつすことのないよう協力をお願いします。

対象となる医療機関は、あらかじめ指定された医療機関です。①患者数を報告する定点医療機関(全国で約3,000カ所)と、②検体を提出する定点医療機関(全国で約300カ所)です。全ての医療機関で実施するわけではありません。

どのようなメリットがありますか？

インフルエンザや新型コロナウイルスに加え、流行しやすい急性呼吸器感染症の全体を把握することにより、感染症の注意喚起を早期にしたり、国内の医療体制の整備に繋げることで、国民の皆様全体の安全・安心を守る体制を目指します。

厚生労働省
健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課 2025

感染症対策

病原体定点サーベイランスへの
ご協力をお願いします。

検査は、医療者が鼻から綿棒（スワブ）を入れ、鼻の奥で数回綿棒を回転させ、しっかりと検体を探ったら終了です。

病原体定点サーベイランスについて

●病原体サーベイランスは、インフルエンザやCOVID-19など、国内で流行している感染症（感染症の原因となる病原体）の発生動向を把握することなどを目的に実施しています。

●ご提供いただいた検体は、地方衛生研究所や国立健康危機管理研究機構（NIHS）で検査を行い、国内で流行している感染症（感染症の原因となる病原体）を確認し、国民の皆様への情報発信や、感染症対策に役立てます。

【個人情報の保護について】
調査で使用する年齢、性別、検体の種類等の個人情報は統計的に処理し、個人が特定されることはありません。また、検査以外の目的で使用することはありません。

厚生労働省
健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課 2025